

講師（加藤照雄）略歴



1955年広島県呉市出生。1978年一橋大学商学部卒（ロンドン大学留学を含む）、日本債券信用銀行（現あおぞら銀行）入行。1985年より同行ロンドン支店勤務。

1992年ロンドンのRichards Butler法律事務所（現Reed Smith）入所、1997年英国弁護士（solicitor）登録。2000年から2011年ロンドンのField Fisher法律事務所所属（partner）。在英25年。

2012年1月から2014年3月まで岩田合同法律事務所所属、2014年4月竹田・長谷川法律事務所に移籍。

世界知的財産機構紛争解決センターWIPO Arbitration & Mediation Center 認定仲裁・調停人。

シンガポール(SMC)・香港(HKIAC, HKMAAL)・オーストラリア(AMA)認定調停人(Mediator)。
国際仲裁人協会シンガポール支部国際活動委員会委員(MCIArb)。

著書

「企業の海外取引：準拠法と国際仲裁」
<http://www.amazon.co.jp/dp/B00FVSBIRU>

講演・講師

WIPO、IBA、東京弁護士会、日本組織内弁護士協会、日本仲裁人協会開催の会議・研修・セミナー等

教官

WIPO・インドネシア特許庁共催、商標紛争調停研修
WIPO・韓国特許庁共催、WIPO知財サマースクール

目 標

3年以内に諸外国（法務先進国）の大手法律事務所の中堅アソシエイトと対等にやりあえる法務、知財人材を100名輩出する。



本センターは外国法事務弁護士（原資格英国法）加藤照雄が主宰する私設教育機関で、営利業務従事届出書が東京弁護士会に提出されています。

Tokyo International Law Training Centre (TILTRAC)

東京国際法務研修センター

〒162-0843 東京都目黒区目黒2-7-6-1202
電話 050-3136-7580 E info.tiltrac@gmail.com

TILTRAC

Tokyo International Law Training Centre

知財部員・弁理士のための 国際業務入門 (IP フレッシュ・コース)

2015年5月開講

日本企業の国際化は一層進み、日本のTPP参加後は外国企業の日本進出も増加します。アジアに於いても各国で「知財立国」を掲げ国を挙げての取り組みがなされています。

これに対応すべく本コースでは他国の知財スタッフ・弁護士・弁理士と積極的に交渉できる人材の育成を図ります。

そして月一回のペースで6回に渡りこれまで国際業務・英文契約書への取組みの経験が比較的少ない若手知財部員・弁理士を主な対象として国際取引の基礎知識を習得して頂くことを目的とします。

どうぞ奮ってご参加ください。

2015年4月

東京国際法務研修センター主宰
竹田・長谷川法律事務所
外国法事務弁護士（原資格英国法）
加藤 照雄

コース運営概要

- 1 本コースは入会金は無料ですが、参加費として各回「対面参加グループ」は5,000円(+税)、「事後視聴グループ」は3,000円(+税)を6回分前払いでお支払い頂くこととなります。
- 2 退会は随時可能でその際は残り回数分の参加費を返金します。
- 3 カリキュラムは右の通りですが、進捗状況、参加者の要望を踏まえて適宜変更し柔軟に対応します。
- 4 参加者は「対面参加グループ」と「事後視聴グループ」からなります。参加者への連絡はグループ毎にサイボウズ・ライブで行います。
- 5 授業は日本語でなされますが、教材の殆どは英語です。「対面参加グループ」は予習が必要です。
- 6 英国法等コモン・ローの契約法の基礎はカバーしません。また各回1時間強の時間配分ですので掘り下げた論議はしません。
- 7 講師の都合・裁量によりコースの中断、一部の参加者の退会をお願いすることもあり得ますが、その際は残り回数分返金いたします。

対面参加グループ

- 1 定員6名です。どなたでも参加出来ますが、企業の知財部勤務の方・弁理士を優先します(最小催行人数4名)。
- 2 毎月一度のペースで当センター(市ヶ谷)又は竹田・長谷川法律事務所(赤坂見附)に来て頂くか、スカイプ・ビデオ会議で参加します(スカイプ参加は各回2名迄とします)。
- 3 日程は参加者と協議の上で調整します。午後7時開始で休憩をはさみ午後8時半頃終了します。
- 4 授業は録画され参加者との質疑応答等のやりとりの音声はその録画に含まれ後述の事後視聴グループによる視聴の対象となります。

事後視聴グループ

- 1 どなたでも参加出来、定員はありません(最小催行人数10名)。
- 2 「対面参加グループ」の授業録画をYouTube(非公開)で各自自由に視聴します。
- 3 視聴のためにはGmailアカウントとGoogle+の登録が必要です(複製禁止)。
- 4 アップロード後6か月間視聴可能で視聴回数に制限はありません。
- 5 入会は随時可能ですが、参加費支払いは初回分からとなります。
- 6 参加者から希望があれば任意参加の「オフ会」を適宜開催します(参加費等詳細未定)。

応募申込・お問い合わせ

本コースでのセッションのイメージをつかんで頂くために講師が昨年10月に竹田・長谷川法律事務所でお届けした講義の録画「『英文』契約入門(はじめに)」(公開版)をYouTubeで視聴してください。
<http://youtu.be/-6lFokK-eSU>

お申込みは ip.freshcourse.tiltrac@gmail.com まで、①お名前、②所属先、③電話番号、④メールアドレス、⑤希望コースの別をEメールでご連絡ください。その他お問い合わせも上記メールアドレスにお願いします。

本コースは英国弁護士加藤照雄が主宰する東京国際法務研修センター(Tokyo International Law Training Centre: TILTRAC)が提供し、参加費の請求書も同センター名でのお届けとなります。

本コースは主宰者加藤照雄個人の責任においてなされ、同人が所属する竹田・長谷川法律事務所主催のセミナーではありません。

カリキュラム(予定)

第1回 (5月)	「たかが守秘義務契約、されど守秘義務契約」 ● そもそも何のため? ● 誰が誰に何ができるのか? 発明家(Inventor)から発明と特許出願権利の取得の検討をする会社(Evaluator)のNDA
第2回 (6月)	英文契約一般条項①(契約成立) ● LOI, MOUの位置づけは? ● リサイタルの意義は? ● 表明保証とは? ● 完全合意条項は何のため?
第3回 (7月)	英文契約一般条項②(約定内容) ● 免責・責任制限条項とは? ● 「リキ・ダメ」とは? ● 不可抗力条項とは? ● 権利放棄とは? ● 信義則は?
第4回 (9月)	英文契約一般条項③(紛争解決) ● 準拠法、合意管轄とは? ● プリビレッジとは? ● ディスカバリーとは? ● 裁判と仲裁の比較 ● Mediationとは? ● WIPO Arbitration & Mediation Centerの紹介
第5回 (10月)	国際契約書演習① 大学・企業間共同研究開発契約(英国特許庁策定雛形使用)
第6回 (11月)	国際契約書演習② 特許権ライセンス契約(ライセンサー有利型、ライセンシー有利型)
第7回 (12月)	終了式・懇親会(詳細未定)